

世田谷区妊活オンライン相談事業における公募型プロポーザル実施要領
手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年11月25日（月）

世田谷区

1 事業の概要

（1）件名

世田谷区妊活オンライン相談事業

（2）実施の背景

妊娠した区民への相談支援に関する区の実施は、ネウボラ面接等の体制構築などで整えてきた。一方、令和4年度から特定不妊治療が保険適用となり、医療面ではさらなる普及が期待される中で、妊娠を希望する区民に対して、妊活から妊娠、不妊治療等に関するサポートは十分ではなく、区として体制を整える必要がある。

これらのことから、妊娠を希望する区民への支援として、不妊治療に関する最新医療も含めた必要な情報の提供、妊娠のための健康管理（プレコンセプションケア）への助言、不妊治療への迷いや自己決定の支援といった不妊治療に関する専門性の高い相談を、気軽に受けることができる相談事業を実施する。相談者の年齢層や相談の特殊性を踏まえた上で、相談のしやすさに配慮するため、相談する時間帯が自由で、かつ、気軽に利用できるSNSを活用したオンラインによる匿名での相談を構築する。

また、相談と合わせて、不妊や妊娠、プレコンセプションケアについての区民への理解促進と啓発にも取り組んでいく。

（3）事業の概要

現在不妊治療に悩んでいる、又は、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、及び、将来子どもを持ちたいと思っている区民（当事者や家族等）を対象に、妊娠前からの支援を充実させるため、専門家（不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士等）が対応するSNSを活用したオンライン及び通話による匿名での個別相談事業を実施する。また、区民に向けて将来の妊娠・出産のための健康管理（プレコンセプションケア）等に関する正しい知識を学習する機会を提供する事業を実施する。

（4）業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

① SNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）及び通話による匿名での個別相談

ア LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）及び通話による匿名での個別相談体制を整えること。

※LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による匿名での個別相談については、令和3年4月30日総務省提示の「今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」（別紙1）を必ず遵守した形で実施することを契約条件とする。なお、別紙1に基づき、区で想定する相談体制イメージは、別紙2のため、これに準拠した形で実施すること。

※通話による匿名での個別相談については、オンライン（テキストメッセージ）による個別相談を補完するものとして、電話相談用の専用回線を用意し、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施すること。

イ アで整えた個別相談体制により、下記【相談者の想定】【想定相談内容】に関する区民からの匿名での個別相談に対応すること。

【相談者の想定】

現在不妊治療に悩んでいる、又は、不妊治療をこれから始めようと思っている区民、及び、将来子どもを持ちたいと思っている区民（当事者や家族等）

【想定相談内容】

- ・不妊症とは、不妊症の検査と治療、不妊治療を扱う医療機関の選択、相談方法
- ・不妊治療と仕事との両立
- ・不妊治療に係る治療費について
- ・不妊症や不育症や不妊治療への家族の理解と協力や家族関係の相談
- ・不妊治療等によるストレス、不安
- ・妊娠・出産、避妊、流産
- ・性感染症
- ・妊娠のための健康管理（基礎体温・食事・生活習慣等）プレコンセプションケア
- ・女性のからだの悩み（月経、月経痛、月経前困難症等）
- ・男性の体のなやみ（包茎、ED等）
- ・出生前検査
- ・思春期相談
- ・更年期
- ・持病とその治療（不妊治療との関連のみ。持病自体の相談は主治医案内）
- ・里親制度の紹介

※上記【想定相談内容】以外の相談内容への対応について

- ・区や都などで適切な相談窓口を有する相談内容については、別途、担当課からケース毎の主な相談窓口（案内先）を事業開始前に書面で明示する。それに沿って適切な相談窓口を相談者に案内すること。
- ・ただし、DVや相談者に自傷他害の可能性があるなど、特に緊急対応を要する相談内容や困難な相談対応に関しては、区に速やかに報告し、対応内容を協議すること。

ウ イで記載の【想定相談内容】に関する相談内容に応じ、下記【専門的知識を有する者】が適切に相談に対応することが可能な体制を整えること。

【専門的知識を有する者】

不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、不妊治療を専門とする医師、ほか

ただし、不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士は必ず確保すること。

※適切に相談を行うために、相談対応を複数の職員により確認・精査すること。確認・精査を担う職員には、不妊治療に関して専門性を有した職種のいずれかが含まれる必要があり、専門性を有した職種として、下記の専門職種に限定する。

- ・不妊症看護認定看護師
- ・胚培養士
- ・生殖心理カウンセラーの資格を要する臨床心理士
- ・不妊治療を専門とする医師

エ LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による匿名での個別相談に係る受付期間は、委託期間内、毎日24時間とすること。

オ LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による匿名での個別相談に関しては、相談者からの1相談メッセージに対する回答期限を原則24時間以内とすること。

ただし、相談メッセージの内容に応じ、回答までに上記回答期限以上に時間を要する場合は、相談者からのメッセージを受領後24時間以内に必ず回答時期目安を通知の上、適切に回答すること。

カ 相談者一人ひとりの相談回数には、上限を設定しないこと。

【相談回数】

※LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による匿名での個別相談に関しては、相談者からの相談メッセージ送付とそれに対する回答を1セットとし、これを1回と数えた際のその回数、及び、同一相談者からの相談自体の受付回数の両方をいう。

※通話による匿名での個別相談に関しては、同一相談者との通話回数及び相談自体の受付回数の両方をいう。

キ LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による

匿名での個別相談に関しては、相談フォーム内の1メッセージあたりの上限
字数は6000字以内に設定すること。

- ク 相談者が相談内容に関して意見がある場合に、区担当課に問い合わせることが可能なよう区担当課の問合せ先の案内を入れること。

※LINE等のSNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による
匿名での個別相談に関しては、相談フォームと同ページ内に案内を入れる
こと。

※通話による匿名での個別相談に関しても、通話相談案内画面等、相談者が
把握しやすい部分に案内を入れること。

※案内の具体的内容は、担当課と受託者との協議の上、決定するものとする。

- ケ 月ごとの履行完了後、事業報告書を作成し、区に報告すること。

【事業報告書の必須項目】

相談回数（何回目の相談受付か）、相談内容のカテゴリ、相談内容及び対応内
容（概要）、対応状況

※相談対応について、区が詳細を求めた場合、資料提供や報告を行うこと。

- コ 各年度に1回、利用者を対象に満足度アンケートを実施すること。

【実施方法（想定）】

・オンライン（テキストメッセージ）相談フォーム内のメッセージでアンケ
ートを収集し、区に報告する。

※実施方法やアンケートの具体的項目は、担当課と受託者との協議の上、決
定するものとする。

②将来の妊娠・出産、プレコンセプションケアに関する知識提供・普及啓発のため の講演会の実施

妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の提供と社会への理解促進ための講演会
を医師や看護師等を講師として契約期間内に対面（直接参加型）またはオンライン
で年1回以上実施すること。

※参加申し込みの受付は受託者が行い、参加申し込み者の情報は、担当課に共有
すること。

③事業の周知

ア 不妊治療に関する最新情報や、プレコンセプションケアに関する情報を区民
からの相談に合わせ適切に提供すること。

イ 必要に応じて区の個別相談登録者へ講演会情報や治療費助成制度等の周知
を年1～2回行うこと。

④周知媒体の作成

区担当者と協議のうえ、講演会および個別相談周知のためのチラシ・ポスター
等のデザイン作成を行うこと。周知媒体には必要に応じ、区の不妊やリプロダク
ティブ・ヘルス・ライツに関する情報についての情報も掲載すること。

⑤事業開始準備

事業開始前に、現行事業者が管理する当事業データの一部を引継ぎ、相談事業を円滑に進めるために必要な準備を行うこと。引継ぎの方法や内容は担当課と受託者との協議の上、決定するものとする。

(5) 業務予定量

- ① SNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）及び通話による匿名での個別相談

相談受付回数100件/12か月（見込）

【内訳】

- A. SNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）による相談

相談受付件数80件/12か月（見込）

※相談受付1件あたり平均4回の相談メッセージへの返信が必要と想定

- B. 通話による相談

相談受付件数20件/12か月（見込）

※相談受付1件あたり平均1回の対応で相談が終了と想定

※相談受付1件あたりの上限時間は、概ね1時間を想定

- ② 将来の妊娠・出産、プレコンセプションケアに関する知識提供・普及啓発のための講演会の実施

100人定員/回（予定）

※上記以外の業務内容における業務予定量は「(4) 業務内容」に記載のとおり。

(6) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（予定）

※ただし、契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは、翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

(7) 提案限度額

令和7年度 3,498,000円（税込）を上限とする。

令和8年度～令和11年度も同額程度を想定すること。

2 参加資格

提案書提出時点において、次に掲げる参加資格をすべて満たす法人等であることを参加要件とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

- (5) 都道府県民税・市民村民税に滞納がないこと。
- (6) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）による「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメント（ISMS）」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。

※参加表明書提出の際、下記の書類を併せて提出すること

・認証取得（又は取得申請中であること）を確認できるものの写し

- (7) 「SNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）及び通話による匿名での個別相談」に対応する専門家として、不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士を確保していること。

※参加表明書提出の際、下記の書類を併せて提出すること。

・上記各職種のうち 1 名ずつの資格が確認できる証書の写し

（例：個人の資格証明書 等）

- (8) 「SNSを活用したオンライン（テキストメッセージ）及び通話による匿名での個別相談」について、相談内容の複数職員による確認・精査を担う職員として、不妊症看護認定看護師、生殖心理カウンセラーの資格を要する臨床心理士、胚培養士、不妊治療を専門とする医師のいずれかを確保していること。

※参加表明書提出の際、下記①、②の書類を併せて提出すること。

①上記職種のうち 1 名の資格が確認できる証書の写し

※ただし、(7) で資格証書を提出する者以外の者とする。

②①が雇用関係にあることを確認できる証書の写し（例：健康保険証 等）

※ただし、①が当該団体の代表者の場合は、雇用証書の提出は不要とする。

- (9) 世田谷区妊活オンライン相談事業選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 窓口配布（※下記 11 に記載の窓口）

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）～1 2 月 6 日（金）

※土曜・日曜・祝休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで

（ただし、1 2 月 6 日（金）は午後 4 時まで）

- (2) 区のホームページからダウンロード

令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）～1 2 月 6 日（金）の午後 4 時まで

4 参加表明書等の受領期限、提出先及び方法

- (1) 受領期限

令和 6 年 1 2 月 6 日（金）午後 4 時まで（必着）

※土曜・日曜・祝休日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで

(ただし、12月6日(金)は午後4時まで)

(2) 提出書類

A 別紙3の参加表明書

B 5(5)に関し、滞納がないことを証明できるものの写し

C 5(6)に関し、認証取得を確認できるものの写し(申請中の場合は申請中であることがわかるものの写し)

D 5(7)に関し、確保している不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士の各職種のうち1名ずつの資格が確認できる証書の写し(例:個人の資格証明書 等)

E 5(8)に関し、相談内容の複数職員による確認・精査を担う職員として確保している不妊症看護認定看護師、生殖心理カウンセラーの資格を要する臨床心理士、胚培養士、不妊治療を専門とする医師のいずれかに係る下記①、②の書類

①上記職種のうち1名の資格が確認できる証書の写し

※ただし、5(7)に関しDで資格証書を提出する者以外の者とする。

②①が雇用関係にあることを確認できる証書の写し(例:健康保険証 等)

※ただし、①が当該団体の代表者の場合は、雇用証書の提出は不要とする。

(3) 提出先

下記6に記載の窓口のとおり

(4) 提出方法

下記6に記載の窓口への持参又は電子メールへの添付により提出する。

※電子メールへの添付による提出に関しては、提出日の翌日までに担当課から受領確認メールを返信する。

5 提案書等の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出期限

令和7年1月10日(金)午後4時まで

※土曜・日曜・祝休日を除く。午前9時から午後5時まで

(ただし、1月10日(金)は午後4時まで)

(2) 提出方法

下記6に記載の窓口へ持参

※持参に限る。

※可能な限り、持参する2営業日前までに来庁予定日時を事前に連絡すること。

6 説明書受取、参加表明書および提案書の提出先

世田谷区世田谷保健所健康推進課ころと体の健康担当

住所 : 〒154-0017 世田谷区世田谷4丁目24-1 1階

電話 : 03-5432-2446

E-mail : SEA02244@mb.city.setagaya.tokyo.jp

7 選定評価項目

- (1) 実施体制
- (2) 類似業務の他自治体・民間企業等における実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案
- (5) 見積内容の妥当性

8 審査

(1) 審査方法

上記7選定評価項目の(1)～(5)に基づき提案書、見積書、選定委員会当日のプレゼンテーション内容を選定委員が総合的に評価・採点の上、審査を行い、最も優れた事業者に委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

(2) 選定委員会

委員長および委員は以下の通りとする。

委員長 世田谷保健所長 向山 晴子

委員 世田谷区・玉川産婦人科医会代表 辰巳 賢一

子ども・若者部子ども家庭課長 瀬川 卓良

世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課長 成瀬 浩

世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

9 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記11に記載の窓口と同じ。
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、原則として本件の目的以外に使用しないが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容が無償で使用できるものとする。
- (8) 区が配付する書類・提示した資料は、本事業の応募に係る検討以外の目的で使用するを禁ずる。

- (9) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (10) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。
- (11) 本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。
- (12) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成 13 年 3 月 13 日、世田谷区条例第 6 号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。
- (13) 本件の成果物の著作権は区に帰属する。
- (14) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。
- (15) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (16) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (17) 個人情報の取り扱い・データ保護については「電算処理の業務委託契約の特記事項」、「情報セキュリティ対策基準」、「今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (18) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価項目ごとの得点を情報提供する。